

日本共産党の迫祐仁です。

ただいま議題となっております議案18件のうち、第6号議案「京都府債権の管理に関する条例制定の件」、第10号議案「京都府税外収入延滞金徴収条例全部改正の件」および第17号議案「京都地方税機構規約変更に関する協議の件」の3件に反対し、他の15件に賛成の立場から討論を行います。

はじめに、第1号議案、「平成23年度京都府一般会計補正予算(第3号)」についてです。

未曾有の大災害、東日本大震災の発生から四ヶ月が経過しようとしています。未だに10万人を超える被災者が避難を余儀なくされ、収束の見通しのつかない福島第一原発事故とあわせて、多くの方が京都にも避難されてきています。

その中で、今回の補正予算は、防災や被災者救援、深刻な打撃を受けている京都経済への手だてなど、被災者と震災の影響を受けている府民に全面的に寄り添った予算編成が求められるものでした。耐震改修助成制度の充実など、我が党議員団が求めてきたものが含まれており賛成するものですが、数点指摘、要望しておきます。

第一に、原発事故と自然エネルギー活用、エネルギー政策転換に関連しての指摘です。わが党は、今議会を通じて、若狭湾の原発群をはじめ、原発は事故が起きれば、他の事故とは異なり制御できない「異質の危険性」を持つこと、期限を切った原発からの脱却計画を決断するしかないこと、自然エネルギーの飛躍的な活用でエネルギー政策を転換することを強く求めてきました。知事は、「縮原発」の立場だと表明されましたが、今後、停止中の原発の運転再開の中止、老朽原発と高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉、敦賀原発新增設の中止などに向けて国、関西電力等に対し、行動を起こすべきです。そのことが本場の縮減につながることを指摘しておきます。

また、本予算には、再生可能エネルギー導入可能性調査費も計上されていますが、府が家庭用太陽光発電へ補助制度を復活充実させ、エネルギー政策転換の具体的支援を行なうことを強く求めておきます。

第二に、防災計画の見直しについて、府民の不安に答え、防災体制を確立するために、三点指摘要望しておきます。まず、モニタリングポストを府域全体に設置する計画を立てること。次に府域全体に原発事故のさまざまな影響が及ぶことを想定した計画となるよう検討すること。そして府民の意見をしっかりと聞いて見直しをすすめるということです。

第三に、住宅耐震改修助成制度の充実についてです。一定の改善は図られましたが、このままでは必要な改修数には遠くおよびません。補助額の増加とともに、部分改修のみならず簡易改修・シェルター方式を補助対象にするなどの改善を強く求めます。

次に、第16号議案、「京都府地球温暖化対策推進計画を定める件」についてです。賛成するものですが、何点かの指摘をしておきます。

昨年10月の京都府地球温暖化対策条例の改正で、2011年度以降の温室効果ガス排出量について、当

面の目標として 2020 年度までに 1990 年比 25%削減、中期的目標として 2030 年度までに 40%、長期的目標として 2050 年度までに 80%以上削減目標を掲げたことは非常に重要です。当面、条例に基づく 25%削減を確実に進めることが、長期的な課題を達成するうえでも非常に大切であり、その点で今回の推進計画の見直しとそれに基づく実践と京都府の役割は本当に大きなものがあります。その点から、次の 3 点を指摘します。

第 1 に、この間の CO₂ 削減の多くは、リーマンショック、原油高騰による景気後退と電気排出係数の変動によるものです。80%削減を実現するためには、大規模排出事業者の大幅削減が必要です。そのためにも、大規模事業所への総量キャップと東京都や埼玉県で導入されたような大規模事業者との協定、中小企業の努力がいかされるキャップ&トレード方式の導入などが必要です。

第 2 に、福島原発の事故を受け、再生可能エネルギーの飛躍的導入で温出効果ガス削減を進める計画を実施すべきです。国による固定価格買い取り制度の導入などと合わせ、府として 80%削減を掲げるのですから、再生可能エネルギー導入や中小企業も含めた削減について、飛躍的に前進させることが必要です。再生可能エネルギーに取り組む中小企業を応援し削減を大幅に進める「京都モデル」と言われるくらいの政策能力を発揮するべきではないでしょうか。

第 3 に、直接排出量を指標として位置付けることです。削減の到達も今後の削減計画も、間接排出量が基本となっていますが、国際的には、膨大な CO₂ を排出する発電所の排出量を「直接排出量」として算定しており、この直接排出量も一つの指標として目標に位置付けるべきです。

また、電気係数を固定することは、到達を把握する一つ的手段としては有効です。しかし、今回の福島第一原発事故もあり、今後、関西電力により電気係数の変動は十分予想され、それに対応することも必要です。

反対する 3 議案について述べます。

第 6 号議案、「京都府債権管理に関する条例制定の件」についてですが、地方税法第 15 条の 7 の第 1 項と 4 項に基づき、滞納者の案件を執行すれば、今回の条例改正を行わなくても債権は消滅する可能性があるにもかかわらず、行方不明者に係る債権を放棄し、債権の徴収を強化するものです。

また、債権の管理の効率化・適正化を図るとしてはありますが、苦しい経済のもとで暮らしを下支えしている母子寡婦福祉資金、高等学校等修学資金等の私債権の分野にまで一律に適用することは徴収強化の可能性があり反対するものです。

第 10 号議案、「京都府税外収入延滞金徴収条例全部改正の件」ですが、延滞金等の徴収について統一かつ効率的な債権管理を行うとしているが、6 号議案と同様に徴収強化の仕組みにつながるものであり反対です。

第 17 号議案「京都地方税機構規約変更に関する協議の件」は法人課税の共同化を進めるために規約を改正するものですが、市町村の課税自主権を侵害しかねないものであり、反対です。

課税自主権とは、必要な財源を自ら調達する権能で、地方自治にとって不可欠の要素であり、自治権

の根幹をなすものです。その点で、各自治体が地方税の税目や負担の水準、納付の仕方をどのようにするかは、住民の代表である議会が決定し、住民が負担するものです。このため税務行政は自治の根幹にかかわる業務です。

税機構当局は、課税についてはあくまで「事務」の共同化であり、「課税自主権は当然の前提」「事務はどこまで共同化しても課税自主権を侵害するものではない」と強弁しています。

しかし、今回の「法人関係税課税事務共同化」では、申告・届出の一括受付にとどまらず、申告指導、調査、更正・決定処理、課税免除・減免処理、不服申立処理支援など実務のほとんどを税機構が行なうものであり、構成団体には調定や減免決議、不服申立の裁決など意思決定の名義と形式のみが残るだけです。

これでは、各自治体から税務に関する実務能力が失われ、各自治体が納税者と直接向き合い課税の実務を通じてその声を行政に反映させたり、自主的に判断したりする能力が事実上奪われることになり、課税自主権が事実上侵害される恐れが極めて強いものです。理念だけでなく実態として自主権が奪われるものであり、17号議案に反対するものです。

なお、最後に関西広域連合に一言ふれます。節電対策や防災問題、観光問題と連日のように関西広域連合の決定がトップダウンで行われ、特別委員会でも他会派の議員からも「なし崩しのものごとを決めているのでは」「次から次に手が広がっている」など批判や懸念の声が続出しています。住民から見ても全くわからないところで決定されたものです。これは手続きだけでなく、関西広域連合が自治組織としての体もなしていないことを示していることです。このことを指摘し、厳しく批判しておきます。

以上で、私の討論を終わります。ご静聴ありがとうございました。